

議第 1 3 2 号

呉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

呉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

呉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年呉市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員)</p> <p>第 2 3 条 略</p> <p>2 家庭的保育者（法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法第 1 8 条の 5 各号及び法第 3 4 条の 2 0 第 1 項第 4 号</u>のいずれにも該当しない者</p> <p>3 略</p> <p>(居宅訪問型保育事業)</p> <p>第 3 7 条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>(1) ～(3) 略</p> <p>(4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 3 9 年法律第 1 2 9 号）第 6 条第 5 項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市長が認める乳幼児に対する保</p>	<p>(職員)</p> <p>第 2 3 条 略</p> <p>2 家庭的保育者（法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法第 1 8 条の 5 各号及び法第 3 4 条の 2 0 第 1 項第 3 号</u>のいずれにも該当しない者</p> <p>3 略</p> <p>(居宅訪問型保育事業)</p> <p>第 3 7 条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>(1) ～(3) 略</p> <p>(4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 3 9 年法律第 1 2 9 号）第 6 条第 5 項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合 <u>又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への</u></p>

育 (5) 略	対応等，保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し，居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市長が認める乳幼児に対する保育 (5) 略
----------------	--

付 則

この条例は，公布の日から施行する。

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，所要の規定の整備をするため，この条例案を提出する。